

# 小学生がいる世帯のみなさまへ

2025年(令和7年)3月改定  
発行: 藤沢市福祉事務所 生活援護課  
0466-50-3572(直通)

## 小学生がいる世帯のみなさまへ知っておいていただきたいこと

- ①給食費の支給について・・・
- ②教材費の支給について・・・
- ③学習支援費の支給について・・・
- ④就学援助の申請について・・・



### ①給食費の支給について・・・

給食費については、生活保護費から支給されます。支給の方法は、原則生活援護課から学校給食課への代理納付(直接振込)をするため、みなさまが支払いをする必要はありません。しかし収入が多くなった場合など、代理納付ができなくなった際には、みなさまが直接給食費の支払いをする必要があります。その場合、担当CWが連絡をします。給食費は牛乳の有無で金額が変わります。そのため担当CWが牛乳を飲んでいるか、確認連絡をするため、その際にはご回答ください。



### ②教材費の支給について・・・

教材費については、1年間(年度)に必要な全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器、ICT教育にかかる通信費を支給できます。学校から教材費の案内がきたら、申請書に案内を添付して申請してください。



### ③学習支援費の支給について・・・

学習支援費については、課外のクラブ活動を行うための費用を必要な都度、必要な額を支給できます。1年間(年度)で1人あたり上限16,400円(令和7年度基準)まで支給することができます。申請書に資料を添付して申請してください。



### ④就学援助の申請について・・・

就学援助で支給される項目については、生活保護費から支給されません。そのため、就学援助については各学校で、忘れずに申請してください。

申請書や申請方法などの不明点については、担当CWに確認してください!